

平成21年の介護報酬改定等に向けた

要 望 書

北海道ホームヘルプサービス協議会

社会福祉法人北海道社会福祉協議会

北海道ホームヘルプサービス協議会では、介護保険制度が導入されて8年が経過し、この間行われた制度改正が、訪問介護事業所の経営やホームヘルパーの処遇にもたらした影響について実態を把握するため、道内訪問介護事業所及び会員ヘルパーにアンケート調査を実施いたしました。これらの調査から、訪問介護事業所の厳しい経営状況が原因となるヘルパーの処遇改善の困難、そこに起因する人材不足による事業運営の困難が浮き彫りとなりました。

訪問介護事業は介護を必要とする高齢者の生活を支え、維持すること、また自立への意欲を高めることに有効なサービスであることから、わが国にとって今後も必須な社会サービスであることは明らかです。

本会では、訪問介護事業が今後も地域に根ざし、高齢者の尊厳と在宅生活を支え続けることを期待し、このアンケート結果から得られた要望や提案をまとめました。

つきましては、平成21年の介護報酬改定に向けて、別記事項の実現について格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成20年9月16日

厚生労働省老健局長 様

北海道ホームヘルプサービス協議会
会 長 力 徳 キヨ子
社会福祉法人北海道社会福祉協議会
会 長 三 宅 浩 次

1. 訪問介護における介護報酬の見直しについて

生活援助の介護報酬の改善について

身体介護に比較して生活援助の介護報酬単価が低いことはこれまでも指摘してきたことである。特に夫婦とも要介護者である高齢世帯では、ヘルパーによる日常生活の支援は不可欠である。身体介護と生活援助は、一連の流れとして提供されるサービスであり、生活援助の介護報酬の改善を図りたい。

介護予防訪問介護におけるサービス提供制限の見直しについて

予防訪問介護の利用には、回数の制限があるために、利用者ニーズに合った対応が困難となっている。また、利用時間が曖昧なため合理的な計画作成が難しく、これはホームヘルプを手段とした自立支援を妨げている。また自立支援は、介護保険の目指すものであり、それを具現化するサービスにふさわしい報酬設定が急務である。まずは、予防訪問介護が果たすべき目的と支援内容について整理したうえで、予防給付の報酬設定を早急に見直し、介護給付と報酬設定を同レベルに図りたい。

2. 介護予防訪問介護サービス・訪問介護サービス内容の見直しについて

同居家族等がいる場合の生活援助等における支援可否について、機械的な判断禁止の徹底について

「同居家族等がいることのみを判断基準として、一律機械的にサービスに対する介護給付の支援の可否について決定していること」に対し、機械的に判断しないよう厚生労働省より通知がだされたが、この通知の都道府県及び市町村への周知徹底を図りたい。

通院介助サービスにおける病院内での待ち時間等の介護報酬への算定について

多くの病院の外来では、介護が必要な利用者の安全が確保されているとは言えない。現状では受付後、病院内に利用者をひとりに出来ない場合、終始離れることなく見守るなどの介護が必要である。待ち時間と称される時間に対する報酬は認められていないが、介護に要した時間と待ち時間を厳密に区分することは不可能である。待ち時間分のヘルパーの賃金は事業所の持ち出しとなっている。医療と在宅生活の有効な連携をはかるために、ヘルパーの通院介助にかかる全過程を介護報酬に算定されたい。

散歩介助の介護サービスへの追加について

一人暮らしの高齢者の生活には、閉じこもりの傾向がみられる。閉じこもりは運動機能の低下、抑うつ、食欲不振や睡眠障害等の原因ともなる。散歩は、閉じこもりを防止・改善し、身体と精神の健康維持・増進を図るために不可欠な生活要素と考える。高齢者からの、「ヘルパーと一緒に散歩付き添い」の要望は多い。介護予防や、認知症の悪化防止に有効であるので、散歩介助を介護報酬の算定対象に加えられたい。

3 . 社会資源の開発と充実化について

離島や過疎地域、小規模町村におけるサービスの地域加算への算定について

広大な北海道では利用者宅へ向かうのに片道 20～30 キロをかけてサービスを実施することは珍しくなく、特に豪雪地域では往復の所要時間を含めると、半日分の仕事になってしまう。また離島や過疎地域、小規模町村においては、都市部に比べ社会資源が圧倒的に少なく、利用者に事業所選択の余地がない現状である。高齢者の介護に関わるすべての社会資源の量・質の地域格差解消と社会資源の開発のために地域加算を図られたい。

4. 保険料の国庫負担率の引き上げについて

ヘルパーの生活保障と事業所の経営安定化のため保険料の国庫負担率の引き上げについて調査結果では、6割の事業所が「ヘルパー不足」、7割の事業所が「求人に対する応募状況は悪い」と回答している。事業所は、ヘルパーの定着を図るため「労働時間や仕事内容の希望を聞く」、「職場内コミュニケーションの充実」などに努力しているが、介護報酬の低さから賃金を上げられないでいる。

事業所収支は「黒字になった」が2割「赤字になった」は5割以上となっている。現在の「介護報酬では十分な賃金を払えない」とする事業所が7割にのぼり、ヘルパーの生活保障と事業所経営の安定化のために保険料の国庫負担率の引き上げを図られたい。

5. ヘルパーの専門性の向上について

国の責任によるヘルパー研修・教育の充実について

北海道では、本会が、平成15年度から平成18年度にかけて、道委託事業として、「サービス提供責任者資質向上研修」、「訪問介護員等資質向上研修」を開催した。平成19年度からは、引き続き、ホームヘルプサービス従事者の資質向上を図るため、「経験年数の少ない初任者」を対象とした基礎的な研修に特化し、本会の自主事業として開催している。道委託事業として開催した研修では、参加費を安価に設定できたが、本会自主事業での開催では、参加費を増額せざるをえない状況となっている。また過疎地域では、規模の大きな研修開催は難しく、一方都市部で開催される研修に参加するためには、多額の交通費や宿泊費、長い行程時間などを必要とし、地方に所在する事業所やヘルパーにとって、大きな負担となっている。このためサービスの質向上のために必要な研修は、身近な地域でも受講できるよう国や地方自治体の責任で実施されたい。